

保護者各位

鯖江市健康福祉部こどもまんなか課長

令和7年度冬期休暇中の学童保育の実施について（案内）

冬期休暇中の学童保育を下記のとおり実施するので、利用希望の方は申し込みをお願いします。

記

- 1 実施内容 裏面のとおり
- 2 対象児童 市内在住で、日中にこどもだけとなる家庭の小学校1年生から6年生
(児童と同居（同一敷地内の別世帯を含む）する 65 歳未満の保護者等（父母や祖父母等）が日中にこどもを保育できないことを要件とします。)
- 3 申込期限 11月6日（木） ※期限厳守
- 4 提出先 希望の実施会場
- 5 注意事項
 - (1) 通常期の学童保育の申込者も、冬期休暇中の学童保育の申込が必要です。
 - (2) 実施会場は校区ごとに指定します。※指定以外の会場は、原則不可。

◎定員を超えた場合、年少児童を優先し、**利用をお断りする場合があります。**
す。兄弟姉妹で申し込まれても、年少児童のみの受け入れとなることや通常期の学童保育に入会していてもお断りする場合があります。

◎ご希望と異なる児童クラブに変更になる場合があります。

◎学童保育をどうしても利用しないといけない人のためにも、祖父母等の協力が得られる場合、入会をご遠慮ください。

【問合先】

鯖江市こどもまんなか課
電話 53-2224

令和7年度冬期休暇中の学童保育について

【実施会場・時間等】

校区	実施会場	所在地	連絡先	保育時間	定員
惜陰・進徳	舟津児童センター	舟津町4丁目8-16	51-3329	8～18時	30人
進徳	小黒町児童センター	小黒町1丁目1-18	52-4529	8～18時	25人
	長泉寺児童センター	長泉寺町2丁目3-11	52-0697	8～18時	20人
鯖江東	新横江児童センター	定次町108	51-1450	8～18時	45人
	鯖江東児童クラブ	新横江2丁目6-37 (鯖江東小学校内)	090-2553-2464	8～18時	20人
神明	神明児童クラブ	水落町4丁目13-23 (神明小学校内)	51-1710	8～18時	70人
鳥羽	鳥羽中児童センター	神明町4丁目7-55	52-5920	8～18時	20人
中河	曲木児童センター	中野町54-30-1	52-5940	8～18時	30人
	中河児童クラブ	中野町73-16 (中河小学校内)	090-2550-5121	8～18時	20人
	上河端児童クラブ	上河端町40-28 (上河端町集落センター内)	52-5550	8～18時	25人
片上	片上児童クラブ	大野町6-8-1 (片上公民館内)	090-2550-5131	8～18時	30人
立待	石田児童センター	石田下町17-11	52-5160	8～18時	30人
吉川	平井児童センター	平井町27-9-5	62-0716	8～18時	35人
	吉川児童クラブ	大倉町22-1 (吉川小学校内)	62-3170	8～18時	30人
豊	豊児童クラブ	下野田町39-29 (豊小学校内)	62-2111	8～18時	65人
北中山	北中山児童クラブ	磯部町25-11 (北中山小学校内)	65-1027	8～18時	25人
河和田	河和田児童クラブ	西袋町67-8 (河和田小学校内)	65-0330	8～18時	30人

【保育期間】

令和7年12月24日(水)～令和8年1月7日(水)

※日曜日、年末年始(12/29～1/3)は休み

【保育料】 2,500円

- ① 特別行事への参加費等が生じたときは、別途実費徴収します。
- ② 途中退会や欠席等による保育料は返還しません。
- ③ 保育料は、後日送付する納入通知書で期限までに次の鯖江市収納金融機関にて納入してください。

鯖江市収納金融機関：福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・福井信用金庫・北陸労働金庫・
福井県農業協同組合・越前たけふ農業協同組合・北國銀行

※夏期休暇中の学童保育の保育料は、口座振替をいたしません。

※鯖江東・神明・中河・上河端・吉川・豊児童クラブは、民間事業者に委託しており、民間事業者の定める納付方法となります。

【活動内容】

- (1) スタッフの指導のもと、自主的な遊びを中心とした活動を行います。
- (2) 宿題や自主学習ができる環境を提供します。※スタッフによる学習等の指導は行いません。

【提出書類】

- (1) 令和7年度冬期休暇中の学童保育申込書
- (2) 保育ができない理由の証明書(児童と同居する65歳未満の保護者等全員分が必要です)

就労の場合	就労証明書(学童保育用) ※市指定様式
疾病の場合	診断書 ※任意様式可
就学の場合	在学証明書

※申込書等は各学童保育の会場に設置するほか、市ホームページからダウンロードできます。

※兄弟姉妹で申し込む場合の必要部数は(1)は申し込む人数分、(2)は1部です。

※令和7年度通常期の学童保育、令和7年春期休暇中の学童保育または令和7年度夏期休暇中の学童保育に申し込んでいる方は「保育ができない理由の証明書」の添付は不要です。

【申込期限】 11月6日(木) ※期限厳守

【学童保育を利用するにあたっての同意事項】

下記の全てについて同意した上で、申し込みをしてください。

- (1) 午後6時までに必ず保護者によるお迎えをお願いします。どうしてもお迎えが遅れるときは必ず実施会場に連絡してください。
- (2) 実施会場までの行き帰り、学童保育外での事故に関して、学童保育は一切の責を負いません。
- (3) 欠席するときは、必ず保護者から実施会場に連絡してください。
- (4) 昼食、お茶、着替え等は各自で持参してください。
- (5) 学童保育の活動中に発熱やけがで体調をくずした場合など保護者に緊急の連絡をする場合があります。速やかに迎えにきてください。
- (6) 体温が37度以上ある時や体調が優れない場合、学童保育の利用を控えてください。
- (7) 保育期間中に児童の故意または重大な過失によって建物、備品等を破損した場合、修繕に係る費用を負担していただくことがあります。
- (8) 児童がスタッフの指示に従わない場合、途中で退会していただくことがあります。この場合も保育料は支払わなければいけません。
- (7) 学童保育の入会の審査にあたり、申込書に記載されている情報を鯖江市が公簿等により、確認することがあります。
- (8) 児童への支援を適切に行うため、認定こども園・保育園(所)・小学校と児童情報を共有することがあります。
- (9) 子どもたちを安全にお預かりするため、こどもの体のことや気を付けて欲しいことについては、保護者の方から現場のスタッフにお伝えいただきますようご協力をお願いします。(学童保育申込書にもご記入ください。)
- (9) 上記のほか、各会場のルールを守ってください。

【問合先】

鯖江市こどもまんなか課 TEL 53-2224(直通)

学童保育の管轄は、「鯖江市こどもまんなか課」です。

学校とは別の管轄となっているため、学童保育に関する問い合わせはこどもまんなか課へお願いします。